4	種	地	0.000100	0.4170	0.000090	0.3665
3	種	地	0.000030	0.4485	0.000030	0.3935
2	種	地	0.000153	0.4054	0.000133	0.3574
1	種	地	0.000160	0.4040	0.000140	0.3560
Ⅱの地域						
10	種	地	0.000320	0.2270	0.000280	0.2020
9	種	地	0.000220	0.3220	0.000200	0.2780
8	種	地	0.000140	0.3940	0.000120	0.3500
7	種	地	0.000340	0.2240	0.000300	0.1970
6	種	地	0.000280	0.2720	0.000240	0.2450
5	種	地	0.000240	0.3020	0.000220	0.2600
4	種	地	0.000130	0.3790	0.000110	0.3370
3	種	地	0.000080	0.4090	0.000070	0.3610
2	種	地	0.000127	0.3856	0.000113	0.3395
1	種	地	0.000086	0.4000	0.000074	0.3531

（注１）　Ⅰの地域７種地ｃはⅠの地域７種地に区分される宅地造成工事規制区域を包括する中核市を、Ⅰの地域７種地ｄはⅠの地域７種地に区分されるその他の中核市を、Ⅰの地域７種地ｅはⅠの地域７種地に区分される宅地造成工事規制区域を包括する特例市を、Ⅰの地域７種地ｆはⅠの地域７種地に区分されるその他の特例市を、Ⅰの地域６種地ｃはⅠの地域６種地に区分される宅地造成工事規制区域を包括する中核市を、Ⅰの地域６種地ｄはⅠの地域６種地に区分されるその他の中核市を、Ⅰの地域６種地ｅはⅠの地域６種地に区分される宅地造成工事規制区域を包括する特例市を、Ⅰの地域６種地ｆはⅠの地域６種地に区分されるその他の特例市を、Ⅰの地域５種地ｃはⅠの地域５種地に区分される宅地造成工事規制区域を包括する中核市を、Ⅰの地域５種地ｄはⅠの地域５種地に区分されるその他の中核市を、Ⅰの地域５種地ｅはⅠの地域５種地に区分される宅地造成工事規制区域を包括する特例市を、Ⅰの地域５種地ｆはⅠの地域５種地に区分されるその他の特例市を、Ⅰの地域４種地ｃはⅠの地域４種地に区分される宅地造成工事規制区域を包括する中核市を、Ⅰの地域４種地ｄはⅠの地域４種地に区分されるその他の中核市を、Ⅰの地域４種地ｅはⅠの地域４種地に区分される宅地造成工事規制区域を包括する特例市を、Ⅰの地域４種地ｆはⅠの地域４種地に区分されるその他の特例市を、Ⅱの地域10種地ｃはⅡの地

4	種	地	0.000090	0.4445	0.000080	0.3900
3	種	地	0.000030	0.4715	0.000030	0.4125
2	種	地	0.000153	0.4284	0.000133	0.3764
1	種	地	0.000150	0.4290	0.000130	0.3770
Ⅱの地域						
10	種	地	0.000300	0.2710	0.000260	0.2410
9	種	地	0.000240	0.3280	0.000200	0.2980
8	種	地	0.000100	0.4540	0.000100	0.3880
7	種	地	0.000340	0.2500	0.000300	0.2180
6	種	地	0.000300	0.2820	0.000260	0.2500
5	種	地	0.000240	0.3270	0.000200	0.2950
4	種	地	0.000120	0.4110	0.000110	0.3580
3	種	地	0.000080	0.4350	0.000070	0.3820
2	種	地	0.000127	0.4116	0.000113	0.3605
1	種	地	0.000080	0.4280	0.000069	0.3759

（注１）　Ⅰの地域７種地ｃはⅠの地域７種地に区分される宅地造成工事規制区域を包括する中核市を、Ⅰの地域７種地ｄはⅠの地域７種地に区分されるその他の中核市を、Ⅰの地域７種地ｅはⅠの地域７種地に区分される宅地造成工事規制区域を包括する特例市を、Ⅰの地域７種地ｆはⅠの地域７種地に区分されるその他の特例市を、Ⅰの地域６種地ｃはⅠの地域６種地に区分される宅地造成工事規制区域を包括する中核市を、Ⅰの地域６種地ｄはⅠの地域６種地に区分されるその他の中核市を、Ⅰの地域６種地ｅはⅠの地域６種地に区分される宅地造成工事規制区域を包括する特例市を、Ⅰの地域６種地ｆはⅠの地域６種地に区分されるその他の特例市を、Ⅰの地域５種地ｃはⅠの地域５種地に区分される宅地造成工事規制区域を包括する中核市を、Ⅰの地域５種地ｄはⅠの地域５種地に区分されるその他の中核市を、Ⅰの地域５種地ｅはⅠの地域５種地に区分される宅地造成工事規制区域を包括する特例市を、Ⅰの地域５種地ｆはⅠの地域５種地に区分されるその他の特例市を、Ⅰの地域４種地ｃはⅠの地域４種地に区分される宅地造成工事規制区域を包括する中核市を、Ⅰの地域４種地ｄはⅠの地域４種地に区分されるその他の中核市を、Ⅰの地域４種地ｅはⅠの地域４種地に区分される宅地造成工事規制区域を包括する特例市を、Ⅰの地域４種地ｆはⅠの地域４種地に区分されるその他の特例市を、Ⅱの地域10種地ｃはⅡの地